

はしもと通信の相続のはなし第1号を作成いたしました。初回は法律で定められた相続財産の分配についてお話しします。ここでは基本的な内容を記しています。状況によっては記した内容が必ずしも当てはまらず、複雑な手続きを要する場合がありますので、詳しい事はお気軽にお尋ね下さい。また、はしもと通信で知りたい情報やご要望等がございましたら、ご遠慮なくはしもと総合法務までご連絡下さい。

## 相続のはなし 第1号 「法定相続」

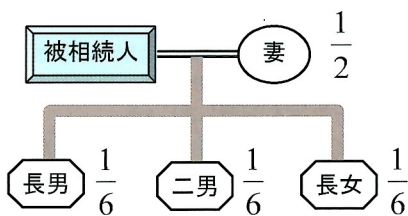
- ✓ 相続人には、配偶者相続人(下図①)、血族相続人(下図②③④)がいる。
- ✓ 法律で定められた相続(法定相続)では、各相続人の受け継ぐ遺産の比率(法定相続分)が決まっている。
- ✓ 法定相続分の割合は、相続人の構成によって異なる。

### 【法定相続分】

関係	相続分(割合)				※ □ は相続人がいない場合。表は縦列で見てください。							
	1/2	2/3	3/4	全部								
① 配偶者	1/2	2/3	3/4	全部								
② 子	1/2				全部	全部	全部	全部				
③ 親	0	1/3			0		0		全部	全部		
④ 兄弟姉妹	0	0	1/4		0	0			0			全部

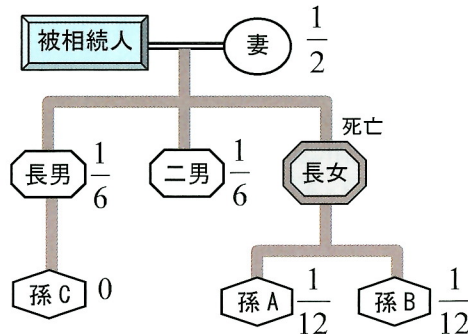
### 【相続人組み合わせ例と相続配分】

#### ● 妻と子3人の場合



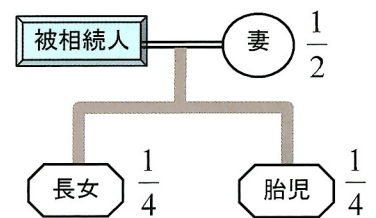
※配偶者は 1/2、子は頭数で等分。子は結婚して姓が変わった子でも、養子でも、同じ相続分。

#### ●妻と子2人、孫2人(親死亡)の場合



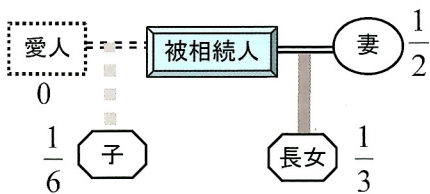
※配偶者は 1/2、子は頭数で等分。この場合、長女が死亡しているため孫2人が代わって相続する(代襲相続)。孫Cの相続分はない。

#### ●妻と子1人、胎児1人の場合



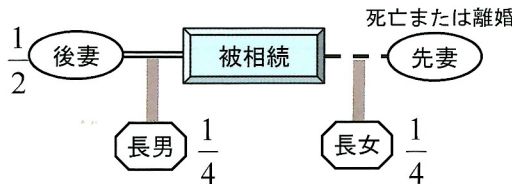
※胎児の相続分はすでに生まれている子と同じだが、生まれて初めて相続の権利を有するので、死産の場合は、長女が 1/2 を相続する。

#### ●妻と子1人、認知した愛人の子の場合



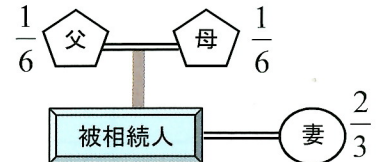
※たとえ妻より同居期間が長くても愛人に相続権はない。子は1/2を頭数で等分するが、愛人との間にできた子の相続分は、妻との間にできた子の相続分の1/2となる。

#### ●先妻の子と後妻の子の場合



※前妻の子供も後妻の子供も、法律上の婚姻関係にあった夫婦の子なので、相続分は同じ。後妻が死亡している場合は、子がそれぞれ1/2ずつ相続する。

#### ●妻と被相続人の父母の場合



※妻と父母の場合は、配偶者である妻が2/3、父母が1/3を等分する。被相続人の父母のうち1人しかいない場合は、その1人が1/3を相続する。